

〇この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。〇住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

共有者のフリガナ 共有者の氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に係る事項

※ ③が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に⑦に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

5 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分 (A) 家屋 (B) 土地等 (C) 合計 (D) 増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

(E) 住宅のみ (F) 土地等のみ (G) 住宅及び土地等 (H) 増改築等

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 ⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に〇をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を〇で囲んでください。

整理欄 重復適用 (の特例) を受ける場合は、右の該当する文字に〇をした上で、二面の⑮の金額を転記してください。

一面 提出用 この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和01年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。		⑪		円								
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円				
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	円		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫	円		
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円		
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円		
		平成23年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() × 0.02 + (② - ③) × 0.01 =	⑫	円
		平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫					住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() × 0.02 + (② - ③) × 0.01 =	⑫	円	
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.004 = ⑫	5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() × 0.02 + (② - ③) × 0.01 =	⑫	円		
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.004 = ⑫				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() × 0.02 + (② - ③) × 0.01 =	⑫	円		
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	6	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() × 0.02 + (② - ③) × 0.01 =	⑫	円		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() × 0.02 + (② - ③) × 0.01 =	⑫	円		
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫				震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	⑫	円
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 = ⑫					平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	⑫	円
	平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪ × 0.012 = ⑫			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	⑫	円			

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑬欄の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑬欄の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面
提出用

○二面は一面と一緒に提出してください。